

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和4年1月24日
【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）
 エス・エイ
 （Schroder Investment Management (Europe) S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 ヴァネッサ・グルーエンクレー
 （Vanessa Grueneklee）
 取締役 マイク・ソマー
 （Mike Sommer）
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ 1736 ハーヘンホフ通
 り5番
 （5, rue Höhenhof, 1736 Senningerberg, Grand Duchy of
 Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 シュローダー・セレクション
 （Schroder Selection）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約788億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約788億円）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約788億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約788億円）

グローバル・シリーズ コモディティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約788億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,035億円）
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約788億円）
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

（注1）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.50円、1豪ドル＝78.84円および1ユーロ＝126.95円）による。

（注2）2021年3月31日付で、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティは、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルに名称変更した。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月31日に提出した有価証券届出書（2021年6月30日および2021年12月17日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）について、ファンドの設立地における目論見書が変更されたこと等のため、訂正すべき事項がありますのでこれらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（下線の部分は訂正箇所を示します。）

第一部 証券情報

（１２）その他

（八）申込みの方法

< 訂正前 >

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。受益証券の申込みは、申込期間における日本の金融商品取引業者の毎営業日に受け付ける。ファンドの資産の運用が円滑に行えるよう、申込みの受付は、日本において毎営業日の原則として午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。また、継続申込期間中の取得申込みについて、申込日が取引日でない場合には、管理会社に対する発注は翌取引日の取扱いとする。

申込金額の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、ＳＭＢＣ信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に保管受託銀行である「J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ」のファンド口座に円貨、ユーロ貨、米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

受益証券を買い付けるに際し、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人でないこと、および各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを要する。

インターネット取引

（後略）

< 訂正後 >

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。受益証券の申込みは、申込期間における日本の金融商品取引業者の毎営業日に受け付ける。ファンドの資産の運用が円滑に行える

よう、申込みの受付は、日本において毎営業日の原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。また、継続申込期間中の取得申込みについて、申込日が取引日でない場合には、管理会社に対する発注は翌取引日の取扱いとする。

申込金額の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C 信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に保管受託銀行である J . P . モルガン・エス・イー、ルクセンブルグ支店^(注)のファンド口座に円貨、ユーロ貨、米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

(注) 2022年1月22日頃、グループ再編によりファンドの保管受託銀行およびファンド事務代行会社であった J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、J . P . モルガン・エイジーに吸収合併され、欧州会社 (société européenne - SE) に法的形態を変更して J . P . モルガン・エス・イーとなった。同社のルクセンブルグ支店を通じて当該業務を行う。以下同じ。

受益証券を買い付けるに際し、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人でないこと、および各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを要する。

インターネット取引

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

b . サブ・ファンドの目的および基本的性格

< 訂正前 >

(前略)

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法および2010年法のパートに基づき設定された投資信託で、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドである、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドのクラス X 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。なお、2021年7月30日以降は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U 指令2009 / 65 / E C および2010年法のパートに基づき U C I T S としての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティのクラス 受益証券に投資することにより、元本の成長を追求する。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティに関する詳細については、別紙 X I を参照のこと。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U 指令2009 / 65 / E C および2010年法のパート に基づき U C I T S としての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスのクラス 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

< 訂正後 >

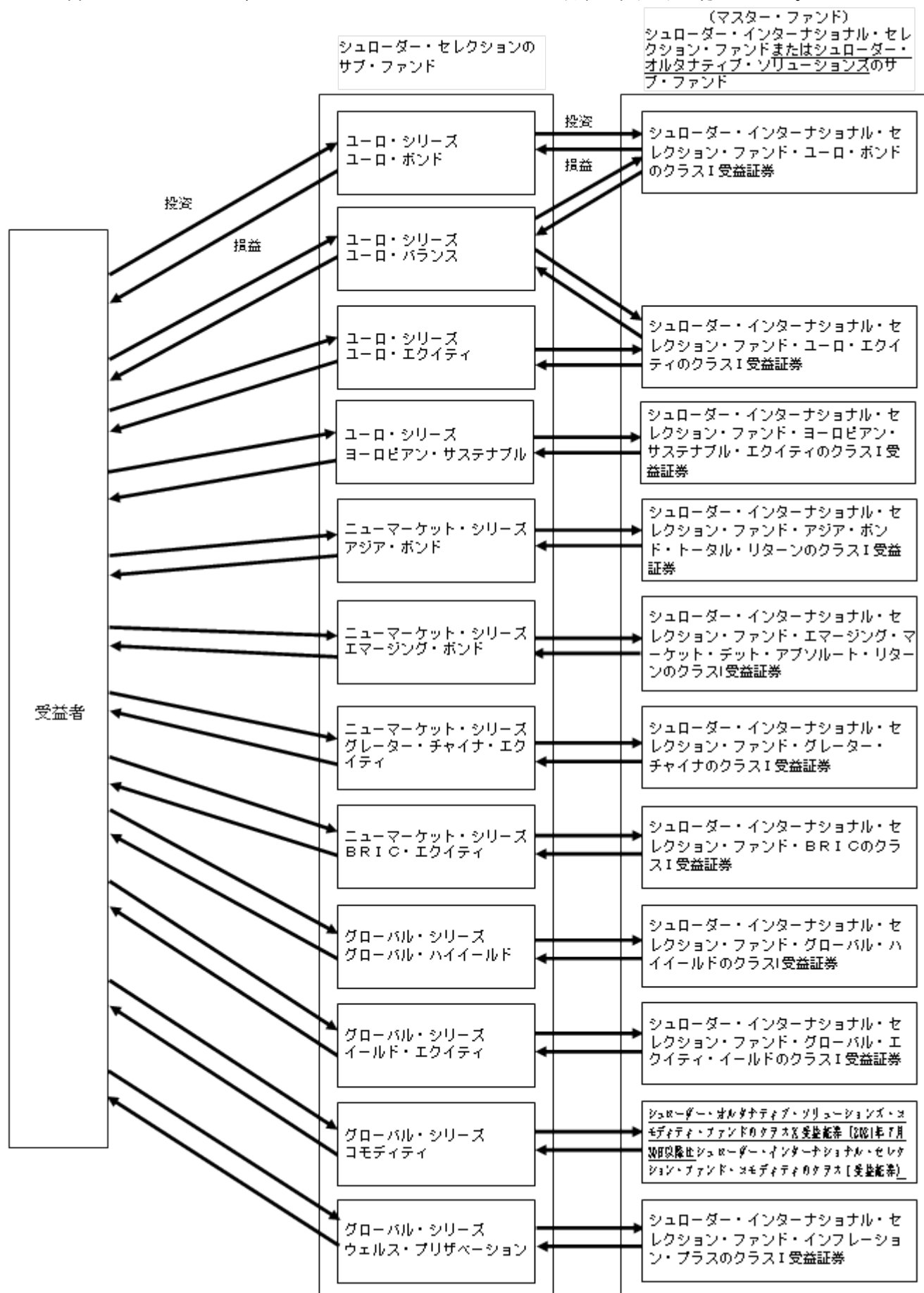
(前略)

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・コモディティのクラス 受益証券に投資することにより、元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・インフレーション・プラスのクラス 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

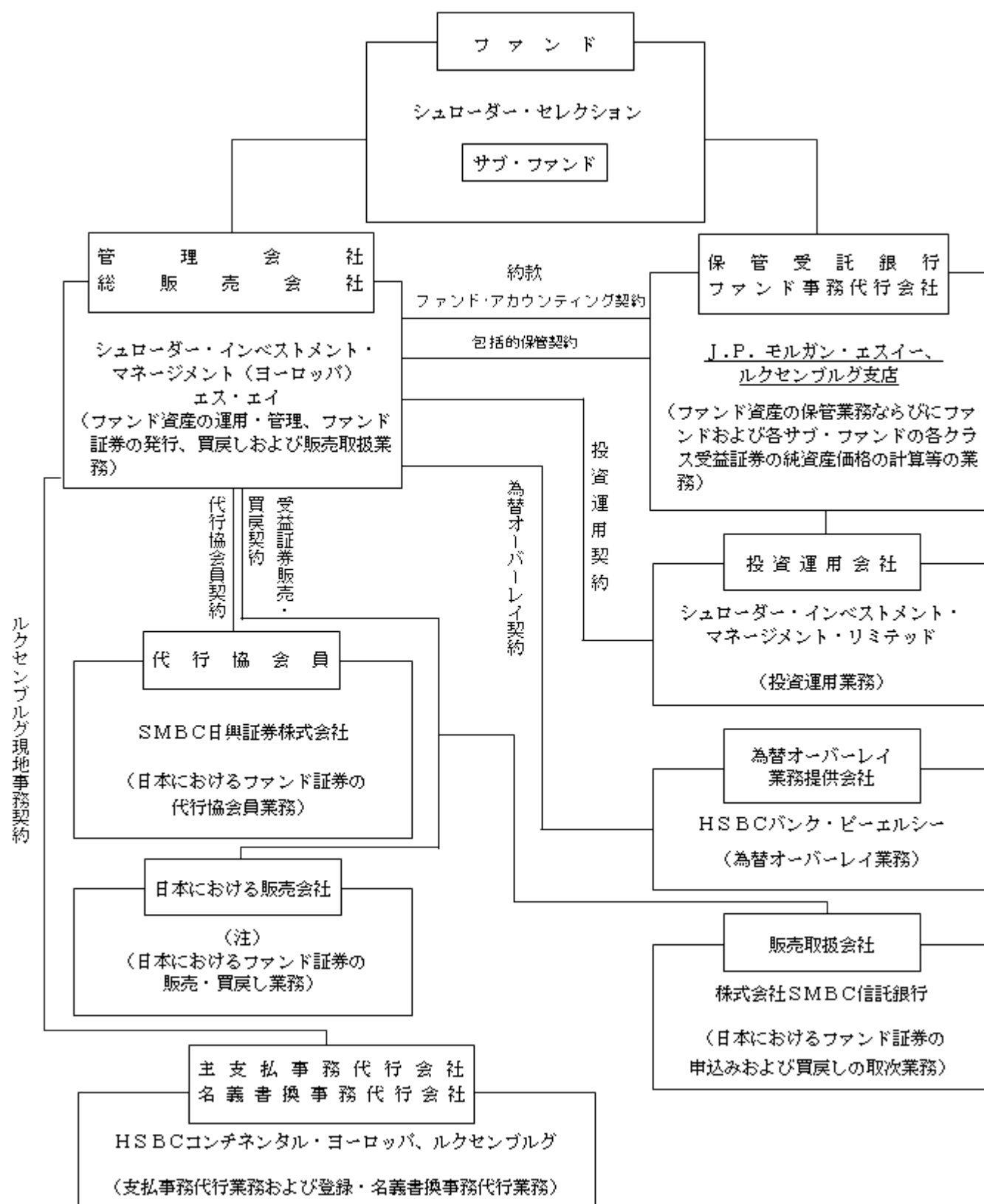
各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



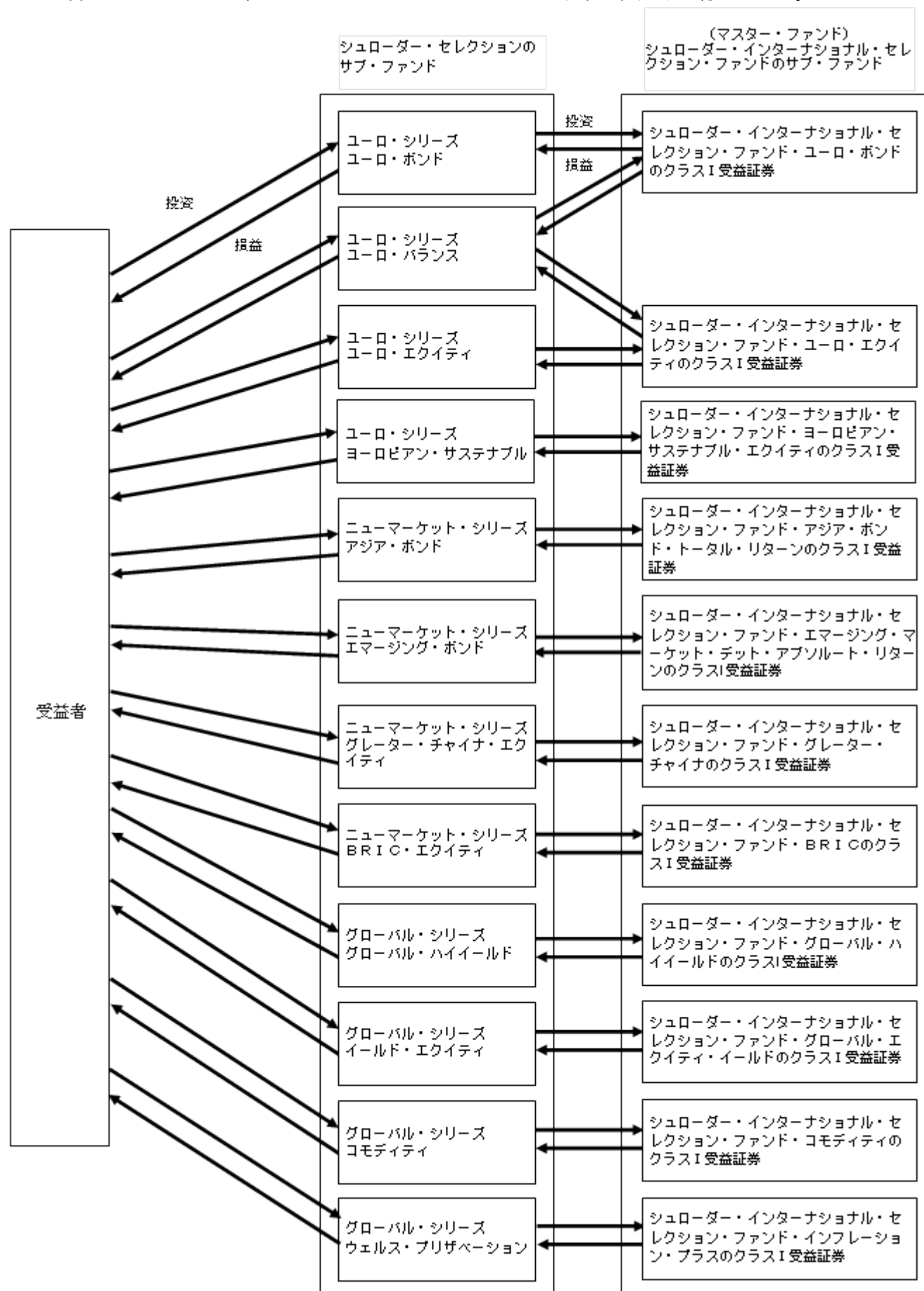
<訂正後>

ファンドの関係法人



（注）日本における販売会社に関しては、前記「第一部 証券情報、（８）申込取扱場所」を参照のこと。なお、すべての日本における販売会社は、販売取扱会社である株式会社SMB C信託銀行と受益証券販売・買戻し契約を締結するものではない。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年2月25日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。

（中略）

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（後略）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年2月25日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店 (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。

（中略）

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注２）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたＪ．Ｐ．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店が一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注３）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（後略）

２ 投資方針

（２）投資対象

<訂正前>

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンプレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに、または投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）No．2015／2365（以下「ＳＦＴ規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

<訂正後>

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンプレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）No．2015／2365（以下「ＳＦＴ規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

３ 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前略）

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

（注）シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・ファンドへの投資に関連するリスクは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズに投資するシュローダー・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが存在しなくなるため、2021年7月30日以降適用されない。

（ ）主な投資リスク

（後略）

<訂正後>

（前略）

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

（ ）主な投資リスク

（後略）

リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

（前略）

サステナビリティ・リスク管理

管理会社の全般的なリスク管理プロセスには、投資判断を行う際に検討するその他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。

（中略）

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、インターネットサイト（<https://www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability>）を参照のこと。また、本書の別紙 に記載の「サステナビリティ・リスク」の項も参照のこと。

流動性リスク管理

（中略）

管理会社によるサブ・ファンド内の流動性リスクの評価には、投資戦略、取引頻度、原資産の流動性（およびそれらの評価）ならびに受益者基盤に関する検討が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

また、管理会社は、流動性リスクを管理するために、特に以下の事項を利用することができる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

サステナビリティ・リスク管理

各サブ・ファンドの投資判断決定プロセスには、その他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。

（中略）

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、インターネットサイト（<https://www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures>）を参照のこと。また、本書の別紙 に記載の「サステナビリティ・リスク」の項も参照のこと。

流動性リスク管理

（中略）

管理会社によるサブ・ファンド内の流動性リスクの評価には、投資戦略、取引頻度、原資産の流動性（およびそれらの評価）ならびに受益者基盤に関する検討が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

流動性リスクについての詳細は、別紙 を参照のこと。

また、管理会社は、流動性リスクを管理するために、特に以下の事項を利用することができる。

（後略）

5 運用状況

< 訂正前 >

（前略）

（注３）ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2021年３月31日付で投資対象の吸収合併に際して名称が変更されている。下記の「（３）運用実績」および「（４）販売及び買戻しの実績」のうち、2021年３月末日までの実績は、変更前の旧「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ」の実績を記載している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注３）ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2021年３月31日付で投資対象の吸収合併に際して名称が変更されている。下記の「（３）運用実績」および「（４）販売及び買戻しの実績」のうち、2021年３月末日までの実績は、変更前の旧「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ」の実績を記載している。

（注４）2021年７月30日付で、グローバル・シリーズ コモディティのマスター・ファンドは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドからシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・コモディティに変更されている。

（後略）

第２ 管理及び運営

４ 資産管理等の概要

（１）資産の評価

（ ）純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

管理会社は、毎日の１口当たり純資産価格を決定するために、Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイを任命している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、毎日の１口当たり純資産価格を決定するために、Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店を任命している。

（後略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(2) 会社の機構

<訂正前>

（前略）

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイおよびH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

（後略）

<訂正後>

（前略）

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J．P．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店およびH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

（後略）

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

（前略）

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、登録・名義書換事務代行業務をH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ．P．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店に委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、登録・名義書換事務代行業務をH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。

（後略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

（イ）資本金（普通株式等Tier1）の額

2020年9月末日現在、5,178百万米ドル（約5,359億円）

（ロ）事業の内容

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、1973年5月16日、ルクセンブルグの法律に基づく株式会社として設立された銀行であり、ファンド資産の保管受託銀行およびファンド事務代行会社としての業務等を行っている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

（イ）資本金（株主資本）の額

2022年1月22日現在、175億乃至220億ユーロ（約2兆2,839億乃至2兆8,712億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

（1ユーロ＝130.51円）による。

（ロ）事業の内容

Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイーは、ドイツの法律に基づき設立され、フランクフルト地方裁判所の商業登記簿に登録された欧州会社（Societas Europaea）である。当社は、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）およびドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行による直接的な健全性監督に服する金融機関である。

Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、CSSFから保管受託銀行およびファンド事務代行会社を務める権限を与えられている。

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

（中略）

さらに、Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグは、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社）」

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

（中略）

さらに、J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

（後略）

別紙

< 訂正前 >

グローバル・シリーズ コモディティ

（中略）

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、2010年法のパート に基づくルクセンブルグの法律に基づき設定された投資信託であり、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドで、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドであるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する。

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の商品関連証券に投資することにより、長期的な元本成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2を世界中のエネルギー、農業、金属およびその他の商品関連証券および商品関連デリバティブへ投資する。

マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。これらには、先物（商品指標にかかる先物等）、トータル・リターン・スワップ（現物商品にかかるスワップ等）および仕組債等の商品関連デリバティブが含まれる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的にはトータル・リターン・スワップは、商品に対するロングのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は100%を上回らず、かつ純資産価額の0%から20%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることもある。

マスター・ファンドは、商品関連株式ならびに商品関連業種の発行体の株式関連証券、固定利付債券、転換証券およびワラントにも投資する場合がある。マスター・ファンドは、外国通貨（先物通貨契約、通貨オプションおよび通貨スワップ等）にも投資する場合がある。マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有が可能である。

マスター・ファンドは、現物商品を直接取得することはない。裏付商品の現実の引渡しを要求するすべての商品デリバティブは、引渡し前に現金化され、かかる現金化が確実に実施されるような手続が実施される。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

2021年7月30日付で、前記「3．投資目的」は以下に置換される。

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

（中略）

4．サブ・ファンドのリスクの内容

（中略）

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラス 受益証券（および2021年7月30日以降は、マスター・ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ）のクラス 受益証券）に投資する。

（中略）

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．成功報酬（注）

投資は、すべてのプラスのリターンの10%が成功報酬の対象となるマスター・ファンドのクラスX受益証券に対して行われる。成功報酬は、優れた成果をあげた場合、つまり、当該実績期間終了時におけるクラスX受益証券の1口当たり純資産価格が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるクラスX受益証券の1口当たり純資産価格を超えた場合に支払われる。

マスター・ファンドのレベルにおける成功報酬の計算方法については、後記「19．マスター・ファンドの手数料等」を参照のこと。

（注）2021年7月30日以降、マスター・ファンドに成功報酬は課されず、本項は適用されない。

9．保管報酬

（中略）

10．受益者サービス報酬

（中略）

11．転換手数料

（中略）

12．存続期間

（中略）

13．取引日

（中略）

14．買付価格の支払

（中略）

15．買戻価格の支払

（中略）

16．販売手数料

（中略）

17．買戻し手数料

（中略）

18．レバレッジ

（中略）

19．マスター・ファンドの手数料等

（中略）

<内訳>・管理運用報酬

：なし。

・成功報酬

：成功報酬は、優れた成果をあげた場合に適用される。つまり、当該実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）を超える場合である。

実績期間は、通常、各会計年度とするが、会計年度末現在のマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマークを下回った場合には、実績期間はハイ・ウォーターマークを記録した日に開始する。会計年度中にマスター・ファンドが成功報酬を導入した場合、かかるマスター・ファンドの最初の実績期間はかかる成功報酬の導入日に開始する。

成功報酬は、前記の通りプラスのパフォーマンスの10%に設定されており、毎年各会計年度末直後の月に支払われる。また、受益者が実績期間終了時以前に自己のマスター・ファンドの受益証券の全部または一部の償還または転換を行う場合、当該受益証券について発生済みの成功報酬は当該取引日に確定され、その後、マスター・ファンドの運用会社に支払われる。ハイ・ウォーターマークは、マスター・ファンドの受益証券の償還または転換の後に成功報酬が確定される取引日毎に再設定されない。

マスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格がマスター・ファンドの各クラス受益証券で異なることがあるため、マスター・ファンド内の個別のクラス受益証券ごとに個別の成功報酬計算が行われ、したがって、成功報酬額が異なることがある点に留意する必要がある。

マスター・ファンドの各クラス受益証券の成功報酬は、各取引日に、直前の取引日における1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）とハイ・ウォーターマークとの差額に当会計年度の発行済平均受益証券口数を乗じて得られる価格に基づいて発生する。

各取引日において、直前の取引日に行われた会計上の引当は、前記の通り計算されるマスター・ファンドの受益証券の実績（プラスまたはマイナス）を反映させるよう調整される。取引日におけるマスター・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマークを下回る場合、かかる直前の取引日に行われた引当の額は、関連するマスター・ファンド内の関連するクラス受益証券に入れ戻される。ただし、成功報酬がマイナスの場合、会計上の引当は行われぬ。いかなる場合においても、各マスター・ファンドの運用会社は、アンダーパフォーマンスに対してマスター・ファンドまたは受益者への支払を行うことはない。

- ・保管報酬 : 上限年率0.325%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.30%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

2021年7月30日以降、前記＜内訳＞は以下に置換される。

＜内訳＞

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

（注1）2021年7月30日以降、マスター・ファンドの手数料等の＜内訳＞は、その他各サブ・ファンドの別紙に記載のマスター・ファンドの手数料等に記載の＜内訳＞と同一になる。

（注2）別段の記載のない限り、2021年7月30日以降、本別紙において、「マスター・ファンド」は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティを意味する。

＜訂正後＞

グローバル・シリーズ コモディティ
(中略)

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクシ

ン・ファンド・コモディティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

（中略）

4．サブ・ファンドのリスクの内容

（中略）

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラス 受益証券に投資する。

（中略）

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

（中略）

9．受益者サービス報酬

（中略）

10．転換手数料

（中略）

11．存続期間

（中略）

12．取引日

（中略）

13．買付価格の支払

（中略）

14．買戻価格の支払

（中略）

15．販売手数料

（中略）

16．買戻し手数料

（中略）

17．レバレッジ

（中略）

18．マスター・ファンドの手数料等

（中略）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

< 訂正前 >

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよび
シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズへの
投資リスク

（注）シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・ファンドへの投資に関連するリスクは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズに投資するシュローダー・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが存在しなくなるため、2021年7月30日以降適用されない。

一般的ナリスク

（中略）

信用リスク

（中略）

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの関連サブ・ファンドに投資する。

（中略）

中国本土への投資に伴う税金

（中略）

中国における有価証券取引から生じる収益の付加価値税（VAT）の取扱い

中国における市場で取引可能な有価証券の取引により実現した収益は、通常6%の付加価値税（VAT）の対象となるが、当局が発行した各種通達では、QFII/RQFII、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトならびに/またはボンド・コネクトを経由して投資する中国の税務上の非居住者に対し、付加価値税（VAT）の免除を規定している。

コモディティ・リンク・デリバティブ（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

コモディティ・リンク・デリバティブに対する投資によって、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズは、従来型の証券に対する投資より高い変動性にさらされることがある。コモディティ・リンク・デリバティブの価格は、市場動向、商品指数の変動性、金利の変更または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際的な経済、政治および規制上の動き等の特定の業種またはコモディティに影響を及ぼす要因の影響を受けることがある。

投資集中リスク（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

分散投資を行うことはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの方針であるが、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは、一定の時期において、比較的少ない投資対象を保有することがある。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドが多額のポジションを保有する特定の投資対象が値下がりし、または発行体の債務不履行を含むその他の悪影響を受けた場合、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは著しい損失を被ることがある。

サステナビリティ・リスク

（中略）

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有することがあるが、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成する。これらのマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定

の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資を行うマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資に類似の基準を適用していないその他のファンドをアンダーパフォームする可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるマスター・ファンドのサブ・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的および投資対象は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性がある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよびシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

<訂正後>

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへの 投資リスク

一般的なリスク

（中略）

信用リスク

（中略）

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの関連サブ・ファンドに投資する。

（中略）

中国本土への投資に伴う税金

（中略）

中国における有価証券取引から生じる収益の付加価値税（VAT）の取扱い

中国における市場で取引可能な有価証券の取引により実現した収益は、通常6%の付加価値税（VAT）の対象となるが、当局が発行した各種通達では、QFII/RQFII、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトならびに／またはボンド・コネクトを経由して投資する中国の税務上の非居住者に対し、付加価値税（VAT）の免除を規定している。

サステナビリティ・リスク

（中略）

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有することがあるが、投資対象銘柄の選択にマスター・ファンドの運用会社により選定されたサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成する。これらのマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるマスター・ファンドのサブ・ファンドは、例えば、環境的、社会的またはガバナンス慣行のある側面の改善のために企業へ関与することを目的としているような、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業に投資する可能性がある。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展している。したがって、特定のサブ・ファンドの持続可能な投資特性および投資者への説明方法は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性がある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

タクソノミー規則

タクソノミー^(注)の目的上、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

(注)タクソノミーとは、持続可能な投資を促進するための体制の整備に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則

(EU) 2020 / 852をいう。